

平成31年度千葉県地域再犯防止推進モデル事業 事業計画

1 目的

犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、国の刑事司法関係機関、地方公共団体及び民間の福祉関係団体その他関係団体との連携体制を構築することを目的とする。

2 現状

千葉県では、平成22年10月から、地域生活定着促進事業による地域生活定着支援センター事業を通じ、矯正施設を出所後、地域において福祉的支援を要する犯罪をした者等に対する生活支援を実施し、一定の成果を上げている。

一方、千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでいることから、現在の更生保護施策や地域生活定着支援センター事業のもとにおいてもそのニーズを把握しきれず、「地域で取り残される者」の存在が判明している。

3 課題

中核地域生活支援センターは、福祉的支援が必要な人に対して、対象者・課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行うことを目的として県が設置する相談支援機関であり、犯罪や非行をした人も支援の対象としている。

また、同センターは、課題解決のための受け皿機関ではなく、本人の困り事と社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関である。

一般に、地域生活を営んでいる要支援者は、親戚・知人、行政機関など、様々なチャンネルを通じて、必要な相談機関につながるができるが、矯正施設出所者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても、本人と相談機関とをつなぐチャンネルが存在せず、相談機関による捕捉が困難であることが想定される。

このため、これらの人が再び犯罪をすることなく、安定した地域生活を送ることができるよう支援するためには、出所前に本人の状態や支援ニーズを把握し、出所後、ただちに生活支援につなげていくことができる体制を構築することが必要である。

4 課題解決に向けた取組（モデル事業における取組内容）

（1）犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

① 対象

保護観察対象者、満期出所者、起訴猶予者等（20名程度）

② 取組の内容

犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、国の刑事司法関係機関、地方公共団体及び民間の福祉関係団体その他関係団体との連携体制を構築し、以下の取組を実施する。

- ・ 要支援対象者把握のための仕組みづくり
- ・ 社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ
- ・ 社会復帰のための生活支援体制の整備（寄り添い型支援、チーム支援等）
- ・ 既存支援機関の有効活用（ネットワーク化）
- ・ 地域における継続的支援体制の構築

※ 詳細については別紙のとおり

（2）啓発パンフレットの作成・配布

県の取組を周知するとともに、取組に対する理解と協力を得るため、啓発パンフレットを作成し、県内関係者、支援機関等に配布する。

（3）啓発フォーラムの開催

県の取組を周知するとともに、取組に対する理解と協力を得るため、犯罪をした者等の社会復帰のための支援をテーマとした講演会を県内関係者、支援機関等向けに開催する。

(別紙) 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

- ① 保護観察所、地方検察庁、矯正施設、保護司、県、相談支援専門機関（中核地域生活支援センター及び地域生活定着支援センター）等による関係機関会議（ケース会議）を組織。
- ② 支援対象者の選定。以下の者からの千葉県に帰住を希望する者の抽出。
 - ・保護観察対象者
 - ・満期出所者
 - ・起訴猶予者 など
- ③ 本人同意（個人情報の提供を含む支援同意）の確認。
- ④ 矯正施設等に入所中の本人へアセスメントを実施し、支援方針を決定。（帰住希望先地域の中核センター等を関係機関会議に加えて検討）
- ⑤ 支援方針に基づく支援機関との調整。（帰住希望先地域の中核センターがケース会議を主催、市町村の参加必須）
- ⑥ 関係機関と連携した支援対象者のニーズに即した支援チームの構築。（地域において主体的にかかわる機関の決定、地域で支援対象者の身近な相談相手となれるキーパーソン（家族、雇主、施設管理者、保護司等）の決定）
- ⑦ 支援チームによる生活支援の実施。（住居、就労、就学、日常生活、医療、居場所、その他の福祉サービス等）
- ※ 関係機関会議は、必要に応じて支援チームと連携し、スーパーバイズを実施。支援状況が不調の場合は、支援方針を再構築。
- ⑧ 支援対象者の生活安定後は、支援対象者、キーパーソンを市町村がフォローアップ。
- ※ 関係機関会議は、キーパーソン、市町村をバックアップ。
- ⑨ 支援状況を確認し、支援終結の判定、案件の整理分析、報告例の作成を実施。
(業務フロー図は別添のとおり)

(別添) 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業フロー図

<p>①【関係機関会議】</p> <p>保護観察所、地方検察庁、矯正施設、保護司、県、相談支援専門機関（中核地域生活支援センター及び地域生活定着支援センター）</p>	<p>【支援コーディネート機関】</p> <p>各地域の中核地域生活支援センター（政令市・中核市は総合相談支援機関）</p> <p>※既存の社会資源を活用</p>	<p>【地域の分野別支援機関】</p> <p>市町村、保護司、更生保護施設等、就労支援団体、居住支援団体 その他地域の分野別支援機関</p> <p>※既存の社会資源を活用</p>
<p>② 支援対象者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者 ・満期出所者 ・起訴猶予者 など <p>※ これらの者からの千葉県に帰住を希望する者の抽出</p>		
<p>③ 本人同意（個人情報を含む支援同意）</p>		
<p>④ アセスメント、支援方針の決定（帰住希望先地域の中核センター等に関係機関会議に加えて検討）</p>		
<p>⑤～⑦</p> <p>必要に応じて、地域における支援チームに対するスーパーバイズ（不調の場合は、支援方針の再構築を実施）</p>	<p>⑤ 支援方針に基づく支援機関との調整（帰住希望先地域の中核センターがケース会議を主催、市町村の参加必須）</p>	<p>⑥ 地域における支援チームの構築（地域において主体的にかかわる機関の決定、キーパーソンの決定）</p> <p>※ キーパーソン：地域で支援対象者の身近な相談相手となる者（家族、雇主、施設管理者、保護司等）</p>
<p>⑧ 支援対象者の生活安定後は、キーパーソン、市町村のバックアップ</p>	<p>⑦ 支援チームによる生活支援の実施（住居、就労、就学、日常生活、医療、居場所、その他の福祉サービス等）</p>	
<p>⑨ 支援終結の判定、案件の整理分析、報告例の作成</p> <p style="text-align: center;">支援終結</p>		<p>⑧ 支援対象者の生活安定後は、支援対象者、キーパーソンを市町村がフォローアップ</p> <p style="text-align: center;">継続支援</p>

千葉県地域再犯防止推進モデル事業 平成31年度実施スケジュール

① 犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

4月	①関係機関会議（毎月1回開催）	推進協議会（年4回開催）
5月	②～④支援対象者の選定等	第1回
6月	↓	
7月	⑤～⑥支援チームの構築	
8月	↓	第2回
9月	⑦支援チームによる生活支援の実施	
10月		
11月	進捗状況の確認	第3回
12月		
1月	進捗状況の確認	
2月	↓	第4回
3月	⑧事業終結（案件の整理分析）	
<p>（備考）事業の内容が個別支援であるため、支援の端緒から終結までの期間はケースごとに異なる。このため、事業のスケジュールはあくまでモデルであり、ケースによっては、端緒が遅れる場合、終結が早まる場合、終結まで至らない場合が想定される。</p>		

- ② 啓発パンフレットの作製・配布
4月～9月作成、9月以降～配布

- ③ 啓発フォーラムの開催
8月開催（予定）